

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年4月8日（火） 第9684号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（206）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（207）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（208）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 2
	森林病虫害の駆除命令（209）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第206号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第207号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の813

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町 高田1685-3	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田 1685-3	就労継続支援B型	令和7年3 月31日

鳥取県告示第209号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和7年5月19日から同年7月11日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）安住きく、高木善之、無限責任丹比信用購買販売利用組合及び森みさるの所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和7年3月7日付鳥取県告示第107号）の内容（告示の内容）

(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町日田字崩谷1386の2（次の図に示す部分に限る。）、1412

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森

林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課